

国営諫早湾干拓事業潮受堤防の開門に関する要請書

2010年7月28日

農林水産大臣 山田 正彦 殿

有明海の再生に向けた要請

よみがえれ！有明訴訟原告団・弁護団

国営諫早湾干拓事業の潮受堤防締め切りから12年が経過し、累積する漁業被害のなかで、早期開門を望む声は漁民の悲痛な叫びとなっており、1日も早い開門の実現が望まれています。

本年6月、私達原告団・弁護団は、全国公害被害者総行動実行委員会とともに、貴省に対して、主に以下の2点を要請いたしました。

- 1 アセスメントの結果を待たずに即時に諫早湾干拓事業排水門を開門し調整池内に海水を導入すること
- 2 即時開門を実施するための農業用水確保及び防災関連の事前準備に直ちに取
りかかること

これに対して、貴省担当課（農村振興局整備部農地資源課）より、以下の回答をいただきました。

開門方法に係るアセスメントについては、複数の開門方法を提案し、開門方法ごとに農業や漁業、背後地防災等への影響やこのための対策について、関係者の納得を得た上で、開門調査の方法等について判断することと考えております。

開門方法に関わらず必要となる環境保全措置については、検討しているところ
です。

しかし、私達が従前から提案している開門方法によれば、必ずしもアセスメントの結果を待たずとも開門をすることは可能であり、アセスメントについては開門をしながら同時並行で行うことが十分に可能で、かつ、効果的と言えます。

また、環境保全措置については、開門を実施すれば調整池が海水化するのは当然のことですから、もはや検討段階ではなく、対策に着手していなければならないは

ずです。

そこで、貴省の回答を受けて、貴省に対して、以下の点についてご回答いただくよう要請をいたします。

記

- 1 司法判断（長崎地裁、福岡高裁）で即時開門の判決が出た場合、アセスメントとの関係をどうするのか。
- 2 そもそも今回のアセスメントの目的は何か。開門の可否判断の材料か、あるいは対策工事の具対策策定費用算定か。
- 3 長崎県の合意を得るために行うこととしては、アセスメントの実施と長崎県に
関係する政治家の説得だけか。地域住民の理解を得るための農業用水確保や排水
ポンプ設置工事になぜ着手しないのか。
- 4 アセスメントのためにコンサルタントに委託した業務の具体的内容と進捗状況
について明らかにせよ。報告書があれば開示していただきたい。
- 5 段階的開門を実施するに際しての具体的問題点は何か。政務三役から漁民側提
案の開門方法についての検討の指示があったはずだが、その検討の進捗状況と今
までに浮かび上がっている問題点は何か。
- 6 排水方法の運用基準（特に南北排水門の使い分けの基準）を明らかにしていただ
きたい。現在の排水門管理規程とその細則を提出していただきたい。
- 7 諫早湾干拓事業の防災（特に背後地排水に関する）メカニズムを明らかにして
いただきたい。特に、大雨時にも効果があるとするシミュレーションを、堤防の
有無で比較したものがあれば明らかにしていただきたい。
- 8 昨年、本年と背後地湛水被害が続いているが、このような被害を防ぐために必
要なポンプ容量はどの程度か、明らかにしていただきたい。

以上